

技術事項等評価項目申請にあたっての留意事項

※当申請は、町内業者において、土木一式工事の資格審査申請を提出した者が対象

1 申請書の記入要領

- (1) 太枠の中のみ記入すること（町記入欄には記入しないこと。）。
- (2) 申請する項目については、当該項目の欄に「1」を記入すること。
- (3) 許可番号は、大臣・知事のいずれか（A又はB）を○で囲み、番号は正確に記入すること。
- (4) 印鑑は、許可上登録されている代表者印を押印すること。

2 添付書類について

ア ISO取得状況

ISO9000 シリーズ又は14000 シリーズそれぞれについて、令和4年9月30日現在で取得している認証の写しを添付すること。

※（財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査機関から発行された認証が対象

イ 障がい者の雇用状況

「常用雇用労働者数」及び「うち障がい者数」について、令和4年6月1日現在の人数を記入すること。

※「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率の適用のある事業所は「障害者雇用状況報告書（写）」を添付すること。

ウ 新規学卒者の雇用状況

学校教育法に規定する学校又は専修学校を令和元年度、令和2年度又は令和3年度に卒業した者を採用し、令和4年12月31日において6か月を超えて常勤で雇用している者の人数を記入すること。また、このことを証明するために次の書類を添付すること。

①新規学卒職員の卒業証書又は卒業証明書の写し

②令和4年9月30日時点で引き続き雇用していることがわかる書面（※）の写し。

（※）「社会保険資格取得届の写し」又は「健康保険被保険者証（事業所名及び資格取得年月日の記載があるもの）の写し」

③入社日から継続して6か月を超えて常勤で雇用していること（いた）ことがわかる書類（※）

（※）令和4年9月30日を含む月の「貸金台帳の写し」、「出勤簿の写し」又は「源泉徴収簿の写し」

エ 男女共同参画の状況（育児休業制度及び介護休業制度）

常用雇用労働者数について、令和4年9月30日現在の人数を記入し、就業規則（写）を添付すること。育児休業制度及び介護休業制度のいずれも整備していることが条件

※常用雇用労働者数10人以上の事業所については、労働基準監督署の受付印のあるものに限る

※就業規則すべての写しを添付する必要はない。商号又は名称、就業規則の制定年月日、労働基準監督署の受付印、育児休業制度及び介護休業制度の両制度が定められていることが確認できる部分の写しで可。

オ 社会貢献活動の状況

令和4年12月31日現在の、常勤の従業員若しくは役員のうち町内の消防団に入団している人数を記入し、令和3年度、令和4年度の発災時における車両、機械の手配回数及び活動参加人数の実績を記入し、「社会貢献活動実施状況報告書」（別記様式4）を提出すること。

※令和3年度、令和4年度の発災時における車両、機械の手配回数及び活動参加人数の実績については、各年ともに1件以上の実績がなければ評価の対象とはならない。

※令和4年12月31日現在で、常勤の従業員若しくは役員が町内の消防団に入団しているものにかかると「在団証明書」を提出すること。

※「在団証明書」は申請に基づき、総務課消防係において交付。

カ エコアクション21の取得状況

令和4年9月30日現在で取得している認証の取得日及び有効期限を記入のうえ、認証・登録証の写しを添付すること。

キ 防災協定の締結状況

令和4年9月30日現在において、「熊本県」又は「甲佐町」と防災協定を締結している場合に、締結先にチェックを記入し、防災協定書の写しを提出すること。

また、申請者が加入する団体が防災協定を締結している場合は、当該団体の会員であることが確認できる書類（当該団体が発行する証明書の写し）を併せて添付すること。

【参考：熊本県と防災協定を締結している団体で対象となる団体】

(一社) 熊本県建設業協会、(一社) 熊本県法面保護協会、(一社) 熊本県造園建設業協会
(一社) 熊本県測量設計コンサルタンツ協会、(一社) 熊本県地質調査業協会、
(一社) 熊本県電設業協会、熊本県電気工業業組合、熊本県管工事業組合連合会、
(一社) 熊本県メンテナンス協会、(一社) 熊本県道路保全協会

ク 継続学習制度（CPDS）の単位取得状況

平成29年10月から令和4年9月までに取得したCPDSの学習単位の取得状況（企業全体のもの）について、合計UNIT数を記入し、社団法人全国土木施工管理技士会連合会が証する書面の写しを添付すること。

※社団法人全国土木施工管理技士会連合会が証する書面の問い合わせ先

- ・ 熊本県土木施工管理技士会 TEL：096-366-5111
- ・ (社)全国土木施工管理技士会連合会 TEL：03-3262-7438

ケ 大臣、知事表彰状況

令和3年1月から令和4年12月までに受けた大臣・知事表彰の件数を記入し、大臣又は知事の表彰状等の写しを添付すること。

法人においては、法人自体が表彰を受けたもの、個人においては個人事業主が表彰を受けたものに限る（法人における代表者個人や従業員が表彰を受けたもの等については対象とならない。）。

※大臣又は知事から表彰を受けた場合に限る。局長や事務所長から表彰を受けたものは対象にならないので注意すること。

コ 施工管理技術者の人数

令和4年9月30日現在の人数を記入すること。

令和4年度に受審した経営事項審査の「技術職員名簿」（令和4年度中の審査済印があるものの写し）の写しを添付すること。添付した経営審査事項の審査基準日以降に変更があった場合には、「サ 技術者の変更状況」を参照のうえ、必要書類を修正・提出すること。

サ 技術者の変更状況

令和4年9月30日現在の技術者数を把握するので、経営事項審査の審査基準日以降に技術者の変更があった場合、該当する項目にチェックを記入し、令和4年度に受審した経営事項審査の「技術職員名簿」（令和4年度中の審査済印があるものの写し）を朱書き訂正して提出すること。

【朱書き修正等の方法について】

- ・ 経営事項審査の審査基準日以降に退社した技術職員は朱線で消去すること。
- ・ 経営事項審査の審査基準日以降に入社した技術職員（令和4年9月30日現在で、6ヶ月を超え

て継続して雇用されている者（令和4年3月29日以前から雇用）に限る。）は氏名、生年月日、業種コード、有資格者コード、講習受講、監理技術者資格者証交付番号、施工管理技術者欄を朱書きで記入し、免許証又は資格者証の写し及び常勤性を確認するため次の書類を添付すること。

- ①社会保険資格取得届の写し又は健康保険被保険者証（事業所名及び資格取得年月日の記載があるもの）の写し
- ②健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し（直近のもの）
- ③出向社員の場合は出向が証明できるものの写し
- ④入社日から令和4年9月30日まで継続して雇用していることがわかる書類（※）
（※）出勤簿、賃金台帳、源泉徴収簿のいずれかの写し

・技術職員名簿に記載のある技術職員が新たに資格を取得した場合は、変更箇所を朱書訂正のうえ、記入した免許証又は資格者証を添付すること。

シ 企業合併の状況

平成30年4月1日以降に企業合併等を行い、甲佐町の合併特例措置の適用を受けている場合、合併等年月日を記入し、「合併等による特例措置適用（継続）申請書」（別記第2号様式）（建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領第6条規定）を提出すること。

ス 若年者の雇用状況

平成29年10月1日から令和元年9月30日までの間に満35歳未満の者を採用し、令和4年9月30日現在で3年以上継続雇用している者の人数を記入し、次の添付書類を記入すること。

- ①社会保険資格取得届の写し又は健康保険被保険者証（事業所名及び資格取得年月日の記載があるもの）
- ②健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し（直近のもの）
- ③入社日から令和4年9月30日までに継続して雇用していることがわかる書類（※）
（※）出勤簿、賃金台帳、源泉徴収簿のいずれかの写し

セ 不当要求防止責任者講習の受講状況

令和2年1月から令和4年12月までの間に従業員若しくは役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(略称：暴力団対策法)に基づく不当要求防止法責任者講習を受講した場合、受講年月日を記入のうえ、熊本県公安委員会発行の受講修了書の写しを添付すること。

3 その他

申請内容に虚偽が発覚した場合は、監督処分や指名停止措置等の処分の対象となるので、申請内容については、事前に十分確認のうえ記載すること。